

## 軽スポーツ指導者派遣事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市内の団体が、自主的に行う軽スポーツに関する講習会に対し指導者を派遣することにより、市民の運動意欲を喚起し、生涯スポーツの推進を図るために行う軽スポーツ指導者派遣事業（以下「派遣事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (派遣事業対象講習会)

第2条 派遣事業の対象となる講習会（以下「対象講習会」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 軽スポーツに関する講習会で、市内で開催するもの
- (2) 参加予定者が10名以上の市民であるもの
- (3) その他登別市文化・スポーツ振興財団の理事長（以下「理事長」という。）が認めたもの

### (事業対象指導者)

第3条 この事業により派遣する指導者（以下「事業対象指導者」という。）は、当該講習会の講師に適した者を一般財団法人登別市文化・スポーツ振興財団が選定、調整するものとする。この場合において、対象団体の構成員は、当該指導者としてしないものとする。

### (利用の申込み)

第4条 派遣事業を利用しようとする対象団体（以下「申込団体」という。）は、対象講習会を開催しようとする日の3週間前までに、理事長に対し、利用申込書（別記様式第1号）を提出しなければならない。

### (利用決定)

第5条 理事長は、前条の規定により利用申込書の提出を受けたときは、内容を審査し、適当と認めたときは、派遣事業の利用の決定をし、遅滞なく申込団体に通知するものとする。

### (決定内容の変更等)

第6条 前条の規定により、利用の決定を受けた対象団体（以下「決定団体」という。）は、当該決定の後、決定を受けた事項に変更が生じた場合又は対象講習会を中止する場合は、速やかに一般財団法人登別市文化・スポーツ振興財団に報告し、承認を受けるものとする。

(利用の取消)

第7条 一般財団法人登別市文化・スポーツ振興財団は、決定団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、講座事業の利用決定を取り消すことができる。

- (1) 申込内容に虚偽の記載があるとき。
- (2) その他理事長が取り消すことが必要であると認めたとき。

(事業の報告)

第8条 当該事業の報告は、一般財団法人登別市文化・スポーツ振興財団の職員が講習会に同行し、取りまとめの上、対象講習会の終了後2週間以内に軽スポーツ派遣事業実施報告書(別記様式第2号)により理事長に報告するものとする。

(謝金の支出)

第9条 一般財団法人登別市文化・スポーツ振興財団は、前条の報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、事業対象指導者に対し、予算の範囲内で謝金として5,000円を支払うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

軽スポーツ指導者派遣事業利用申込書

年 月 日

一般財団法人登別市文化・スポーツ振興財団  
理事長 福川 喜 衍 様

団体名

住 所

代表者

(TEL

)

軽スポーツ指導者派遣実施要綱第4条の規定により申込みます。

講習内容			
実施日時	(午前・午後) 年 時 月 分 ~ (午前・午後) 日 ( ) 時 分		
開催場所		参加予定人数	人
連絡責任者	(住所) 市 町 ( ) (TEL )		
	(氏名)		

※添付書類

(1)団体の会則

(2)団体会員名簿

別記様式第2号(第8条関係)

## 軽スポーツ派遣事業実施報告書

年 月 日

一般財団法人登別市文化・スポーツ振興財団  
理事長 福川 喜 彦 様

報告する職員

軽スポーツ指導者派遣事業が次のとおり終了しましたので、軽スポーツ遣事業実施要綱第8条第1項の規定により報告します。

講習内容			
実施日時	年 月 日 ( ) (午前・午後) 時 分～(午前・午後) 時 分		
開催場所		参加人数	人
講師	住所	市 町 (TEL )	
	氏名	(フリガナ)	

※写真2枚を添付

※領収印等を添付